

湖西市学校給食センター
整備・運営事業

特定事業の選定

令和6年2月16日

湖西市

静岡県湖西市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、湖西市学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和6年2月16日

湖西市長 影山 剛士

目 次

1	事業概要	1
(1)	事業名	1
(2)	事業に供される公共施設等の名称	1
(3)	公共施設等の管理者の名称	1
(4)	事業の目的	1
(5)	事業範囲	1
(6)	事業方式	1
(7)	業務期間	1
2	事業の評価	1
(1)	定量的評価	2
(2)	定性的評価	3
(3)	総合的評価	3

1 事業概要

(1) 事業名

湖西市学校給食センター整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の名称

湖西市学校給食センター（外構、付帯施設を含め、以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者の名称

湖西市長 影山 剛士

(4) 事業の目的

市の学校給食は、市には小学校5校及び中学校4校の自校調理場と白須賀地区共同調理場がある。給食施設の多くは昭和40年から50年代に建設されて40年以上が経過しており、平成20年に建設された岡崎中学校を除き、施設・設備の老朽化が進んでいる。

小・中学校では米飯・パンなどの主食とおかず、牛乳を自校調理により提供し、幼稚園については、外注によるデリバリー方式で提供しているが、現在の「学校給食衛生管理基準（文部科学省告示第64号）」に基づくドライ方式の導入、汚染・非汚染作業区域の区分による衛生管理の向上や食物アレルギー等への対応などの安全・安心な給食提供に関して課題を抱えている。

しかし、学校給食に求められるものや社会情勢の変化がある中でも、今後も子どもたちに安全・安心でおいしい給食を安定的に提供していけるよう、新たに学校給食センターを整備し、学校給食衛生管理基準等を満たす安全・安心な学校給食の提供を確保し、効率的な学校給食事業の実現を目指すものである。

(5) 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、事業者が本施設の整備等を行い、その事業期間内において本施設の維持管理及び運営を行うものである。

事業範囲は次のとおりであるが、具体的な内容については、募集要項等において示す。

- ア 施設整備業務
- イ 開業準備業務
- ウ 維持管理業務
- エ 運営業務

(6) 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理及び運営等を行うBTO(Build Transfer Operate)方式により実施する。

(7) 事業期間

- ア 施設整備期間 事業契約締結日から令和9年1月（約2年2か月）

- イ 開業準備期間 令和9年2月～令和9年3月（約2か月）
 ウ 維持管理・運営期間 令和9年4月～令和24年3月末（約15年）

2 市が直接実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担見込額による定量的評価及びPFI事業として実施することの定性的評価を踏まえた総合的評価を行った。

(1) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI方式により実施した場合、それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較することで評価を行った。

ア 前提条件

市の財政負担額の比較にあたり、前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、プロポーザル参加者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

表 市の財政負担額算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①施設整備業務に係る費用 ②開業準備業務に係る費用 ③維持管理業務に係る費用 ④運営業務に係る費用	①サービス対価（施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務に係る費用、並びに事業者が本事業の実施に要する諸費用） ②アドバイザー費 ③モニタリング費
共通の条件	① 事業期間 17年4ヶ月（施設整備期間2年2か月、開業準備期間2か月、運営期間15年） ② 敷地面積 約9,000㎡ ③ 供給能力 4,000食/日 ④ 割引率 0.71%	
資金調達に関する事項	①交付金 ②地方債 ・ 充当率 90%、75% ・ 償還期間：25年 （うち据え置き3年） ・ 利率：0.6% ③一般財源	①交付金 ②地方債 ・ 充当率 90%、75% ・ 償還期間：25年 （うち据え置き3年） ・ 利率：0.6% ③銀行借入 ・ 返済期間 15年 ・ 固定金利（市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想

		定) ④資本金 ⑤一般財源
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定した。	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。

イ 市の財政負担額の算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

ウ 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が直接実施する場合に比べて、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が1.0%程度削減することが見込まれる。

(2) 定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合、上記のような定量的効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 設計・建設・維持管理・運營業務の一括発注による事業の効率化

本件整備・運營業務を一括して民間事業者に委ねることにより、維持管理・運營業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、それぞれ分離して発注する場合と比較して、事業の合理化や効率化が期待できる。

イ 適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ、適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化・合理化等の効果が期待できる。

(3) 総合的評価

本事業をPFI方式により実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通して1.0%程度の削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や業務の効率化等も期待できる。また、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食を確実に実現する上でも、民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上の客観的な評価の結果により、本事業をPFI方式により実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。